									平位.11
No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	道路街路課	平成29年(行 ウ)第19号損失 補償増額請求 事件の訴訟委 託	平成30年 2月23日	3,702,000	弁護士法人ひかり法律事 務所	沖縄県那覇市前島2丁目 9番13号 大城物産ビル 2階	第167条の2 第1項第2号	本委託にかかる事件は、損失補償増額請求事件の訴訟代理人を委託するものである。 県を当事者とする訴訟代理人は、当該訴訟事件について専門的な知識及び経験を有し、県政に対する理解と協力を得られることが必要である。 契約の相手方は、県土木建築部関連訴訟に精通しており、過去に同様な訴訟案件に関わっていること、県の顧問弁護士を務めていた経験もあることから、県政に対する理解と協力を得ることができるため。	特命随意 契約
2	道路街路課	違法公金支出 金返還等請求 上告受理申立 事件に係る訴 訟委託	平成30年 3月27日	1,080,000	弁護士法人ひかり法律事 務所	沖縄県那覇市前島2丁目 9番13号 大城物産ビル 2階	第167条の2 第1項第2号	本委託にかかる事件は、地方自治法に基づく住民訴訟であり、事例が少ない案件である。契約の相手方は、本事件の第1審及び第2審で訴訟代理人を務めており、その他、事案発生以来、一連の資料を提供し、職員や業者への賠償責任、刑事告発、住民監査請求への対応についての意見書の提出などを依頼してきた経緯がある。県の対応方針の立案にも関わっており、県の主張にも理解を示しているため。	特命随意 契約
3	道路街路課	違法公金支出 金返還等請求 上告受理申立 事件に係る訴 訟委託	平成30年 3月27日	1,080,000	琉球法律事務所	沖縄県那覇市牧志2丁目 16番46号 タカラマン ションマキシー1 201号 室	第167条の2 第1項第2号	本委託にかかる事件は、地方自治法に基づく住民訴訟であり、事例が少ない案件である。契約の相手方は、本事件の第1審及び第2審で訴訟代理人を務めており、その他、事案発生以来、一連の資料を提供し、職員や業者への賠償責任、刑事告発、住民監査請求への対応についての意見書の提出などを依頼してきた経緯がある。県の対応方針の立案にも関わっており、県の主張にも理解を示しているため。	特命随意 契約

									+12.13
No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
4	港湾課	中城湾港西原· 与那原地区除 草業務	平成30年 2月5日	3,988,000	公益社団法人西原町シ ルバー人材センター	西原町字与那城135番地	第167条の2 第1項第3号		特命随意契約
5	都市計画・ モノレール 課	首里杜館受変 電設備改修工 事設計業務そ の2	平成30年 1月4日	1,020,600	株式会社 ニライ設備設計	沖縄県那覇市識名1195- 1	第167条の2 第1項第8号	一般競争入札方式にて入札を行った結果、 左記1社から入札参加資格審査申請書の提出 があったが、最終的に辞退したため、入札取止 めとなった。 本業務について、辞退した左記業者に確認し たところ、契約の意思を示したので、契約の相 手方として選定した。	特命随意 契約
6	都市計画・ モノレール 課	沖縄県平和祈 念公園バス乗 降場整備工事 設計業務	平成30年 2月15日	8,522,310	ー級建築士事務所 ティンアーキテクツ	浦添市城間1-17-11 1F	第167条の2 第1項第2号	コンペ方式により公募を行ったところ19社から応募があった。 企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は細かいディテールまで検討された実現性の高いデザインと、的確なプレゼンが高く評価され、総合得点でも高得点だったため、契約の相手方として選定した。	特命随意 契約

									平位.口
No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
7	都市計画・ モノレール 課	平成29年度でだこ浦西駅パークアンドライド駐車施設計業務委託	平成30年 3月22日	2,095,040	(株)ワールド設計	沖縄県浦添市安波茶1丁 目32番13-301号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場新築工事の建築基準法第18条第2項の規定による計画通知手続業務である。本業務は(株)ワールド設計が受託した「平成28年度でだこ浦西駅パークアンドライド駐車場新築工事基本及び実施設計業務」で行う予定であったが、業務の遅れにより平成29年度内に完了することが困難となったことから、「平成28年度でだこ浦西駅パークアンドライド駐車場新築工事基本設計業務」から計画通知手続業務を分離することとした。計画通知手続業の建築主事からの補正に対して図面等の修正を行うため、現契約者でなければ対応できないことから随意契約を行った。	特命随意契約
8	都市計画・ モノレール 課	沖縄都市モノ レール分岐器 修繕業務委託 (H29-2)	平成30年 3月15日	148,824,000	沖縄都市モノレール(株	沖縄県那覇市字安次嶺3 77-2		本業務の中で修繕を行う入出庫分岐器は、これまで協定書に基づき、沖縄都市モノレール株式会社で維持修繕が行われていたが、長期利用による経年劣化により修繕が必要であることが定期点検により報告された。 定期点検の結果を踏まえ、沖縄都市モノレール株式会社による見積徴収の結果、修繕工事の実施主体について協議を行い、費用は道路管理者が負担し、修繕工事の実施は沖縄都市モノレール株式会社で行うことを確認し随意契約を行った。	特命随意
9	都市計画・モノレール課	平成29年度沖 縄都市モノレー ル関連施設維 持修繕業務委 託(その3)	平成30年 3月14日	4,114,800	沖縄都市モノレール(株	沖縄県那覇市字安次嶺3 77-2			特命随意 契約
10	住宅課	県営住宅資料 保管室の賃貸 借契約	平成30年 3月22日	1,925,100	沖縄県住宅供給公社	沖縄県那覇市旭町114番 地7		県営住宅管理業務を沖縄県住宅供給公社に 委託していること、約1万5千世帯の膨大な保 管資料を県及び指定管理者が適宜確認出来 かつ円滑に入退去管理業務が行えること等の 理由により、当該資料保管施設を保有している 沖縄県住宅供給公社と随意契約している。	長期継続 契約 特命随意 契約

_						1			単位:门
No	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
11	住宅課	県営住宅建物 明渡等請求訴 訟業務委託	平成30年 3月8日	2,332,800	当山法律事務所	沖縄県那覇市松尾2丁目 16-52		当該訴訟において、本業務は委任弁護士が沖縄県全域の管轄裁判所に出廷しなければならないため、即座に対応できる組織体制、資料要求等への迅速な対応や、同様な訴訟業務の実績・経験年数等が必要となる。これらの条件を満たす契約相手方として、当該法律事務所が最適であるため、契約を締結したものである。	特命随意契約
12		沖縄県安全運 転学校北部分 校外壁塗装補 修工事	平成30年 1月4日	18,360,000	住建塗装企画	名護市宮里5一817一1	第167条の2 第1項第8号	一般競争入札を実施したが、2回目で応札者がいないため随意契約を行うこととした。 業者の選定にあたっては北部塗装工事業全12社から見積を徴収し、予定価格の範囲内で最も安い左記業者を随意契約の相手方とした。	
13	施設建築課	沖縄県平和祈 念資料館補修 工事設計及び 劣化等調査業 務	平成30年 2月22日	7,500,000	(有)チーム・ドリーム	浦添市仲間3-8-1 2 階	第167条の2 第1項第2号	平和祈念資料館は、象徴性、祈念性等が特に求められることから、設計プロポーザルを行い、左記の者が設計者として選定され建設された。 本業務においても、①当初設計に関わり基本コンセプトや基本・実施設計の際の経緯に精通していること ②現在でも同資料館の施設管理に関して助言・教示を行っており、建物現状にも精通していることが重要であるため、左記記設計者を契約の相手方とした。	
14		県立那覇A特別支援学校(仮称)新築工事 実施設計業務	平成30年 3月2日	150,607,480	(株)泉設計・(有)名工企 画設計・(有)カイ設備設 計共同体 ①(株)泉設計 ②(有)名工企画設計 ③(有)カイ設備	11号		本業務の対象となる工事の基本設計業務については、簡易公募型プロポーザル方式にて左記の者を設計者としてい選定している。本業務にあたっては、基本設計で構想された設計意図や基本設計に至るまでの調査過程資料や積算過程資料等並びに左記設計者が考案したスロープコアの構造計画等の調査過程資料は多岐にわたり基本設計実施者固有のものであるため、基本設計者以外の者が全体を把握することは困難である。以上のことから、左記設計者を随意契約の相手方とした。	特命随意 契約

								·	単位:円
No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
15	施設建築課	県営大謝名団 地建替工事修 正設計業務(第 3期)	平成30年 3月23日	4,941,000	(株)東設計工房	那覇市松尾1—9—40	第167条の2 第1項第2号	本業務対象工事に係る基本設計は、左記設計者により完了している。 本業務にあたっては、基本設計のコンセプトに基づき設計を行う必要があり、業務の一環性が非常に重要である。また、都市計画放に基づく開発許可や防音工事に係る設計の制約もあることから、基本設計を行った際の業務内容、資料の精査、及び関係機関との調整等の実績を踏まえ、本業務の基本設計業務の受注者である左記の者を随意契約の相手方とした。	特命随意契約
16	北部土木事務所	伊那嘉原橋橋 梁補修工事(H 29-2)	平成30年 2月23日	19,202,400	沖建(資)	沖縄県本部町字伊野波 598番地の1		伊那嘉原橋は供用開始から42年が経過し、経年劣化により補修が必要となっており、また沖縄自動車道を跨ぐ橋梁であることから安全かつ早急に補修工事を行う必要がある。本工事は、「伊那嘉原橋橋梁補修(H28)」において、新たに踏掛版と橋台の補修工が追加になったが地元調整の結果、片側交互通行すとなり、工程上H30年度まで、実施するこめ、出29年度内で完成が、判明していた。そのため、H29年度内で完追加し、工程上終盤となる壁高欄や橋直との当時で、124年後盤となる壁高欄や橋回に、工程上終盤となる壁高欄や橋回に、1年29-2)工事へ分離する必要が生じた。分離した工種は、「伊那嘉原橋橋梁補修(H28)」と工程上、安全管理上の関連が極めて大きいことり、他業者との錯綜による危険性のより、他業者との錯による危できる。このため、良好な安全管理の実績をもち現場を熟知している契約の相手方と随意契約を行った。	特命随意契約
17	北部土木事務所	本部港(本部地区)岸壁(一10.5m)設計書作成業務委託(H29)	平成30年 1月31日	1,684,800	(株)エコー	東京都台東区北上野2- 6-4	第167条の2 第1項第2号	本部港において、20万t級のクルーズ船対応 岸壁の平成32年供用に向けて、平成30年3月 までに工事入札公告を終える必要がある。本 業務は、これに必要な設計書作成業務であり、 履行中である岸壁の設計業務の成果と本業務 が相互に連携し、平行して行う必要があるため、同一業者による明確な責任のもと一連の 成果として業務を遂行し、早急な対応と成果品 の品質を担保するため、設計業務の請負者で ある(株)エコーを契約の相手方として選定した。	特命随意 契約

									単位:円
No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
18	北部土木事務所	北部地区港湾 事業技術審査 等支援業務委 託(H29-2)	平成30年 2月7日	2,224,800	一般財団法人 沖縄県建設技術センター	那覇市寄宮1-7-13	第167条の2 第1項第2号	本業務は、総合評価方式一般競争入札の競争参加資格確認申請書の審査を行う業務であり、総合評価の評価基準に則り合理的かつ公平・公正な技術審査を実施する必要があるため、民間事業者との利害関係が無い独立した唯一の機関である(一財)沖縄県建設技術センターを契約の相手方として選定した。	特命随意 契約
19	中部土木事務所	県道20号線(泡 瀬工区)桁製作 設備機械損料 算定業務委託 (H29)	平成30年 1月31日	6,804,000	一般社団法人日本建設機械施工協会	東京都港区芝公園三丁 目5番8号	第167条の2 第1項第2号	(一社)日本建設機械施工協会は、建設事業の機械化を推進し、国土の開発と経済の発展に寄与することを目的として設立された公益法人で、建設機械損料の検討に際し、昭和34年に中立的な機関として、発注者、受注者、公正な立場から建設機械損料に関する調査に関する調査に関する調査に関する調査に関連の専門機関として調査研究・事務の実施にあたっては、機械化施工の知識に精通していること、積算基準の構成門質別を進めてきている。本業務の実施にあたっては、機械化施工の知識に精通していること、積算基準の構成門面を進めてきている。大震なの実施にあたっては、機械化施工の知識と豊富な経験が不可欠である。さらに、関策となる機械経費算定に関する高度ならに、相談と豊富な経験が不可欠である。さらに、報告に対が必要であるほか、中立性・公平性を有する必要がある。以上のことから、業務の円滑な遂行と信頼性のある業務成果が期待できる(一社)日本建設機械施工協会と随意契約を行った。	特命随意契約
20	中部土木事務所	H29県道20号線(泡瀬工区) 技術審査支援 業務委託	平成30年 2月2日	2,106,000	(一財)沖縄県建設技術 センター	那覇市寄宮1-7-13	第167条の2 第1項第2号	本業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき実施する総合評価落札方式による工事の発注関係事務(技術審査)である。 内容は、工事発注資料作成(公告文(案)、入札説明書(案)及び、工事入札参加資格者から提出される資料の分析・整理及びヒアリング記録作成等であり、発注工事情報に接することから、競争入札に適さない。(一財)沖縄県建設技術センター(以下、「センター」という。)は建設事業に関する技術及び島等の改善向上と建設工事用資材の適正な品質確保を図ることにより、建設事業の振興発展に寄与することを目的として、県市町村の出資により設立されている。十分な知識・経験をの保持を確保できる体制が整備されていることから、発注関係事務を公正に行う条件を備えており、センターを契約の相手方として選定した。	特命随意 契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
21		浦添西原線(港 川道路)道路改 良工事(H29 -6)	平成30年 2月14日	89,640,000	オパス(株)	浦添市前田3丁目3番2 号	第167条の2 第1項第5号	本工事は、浦添西原線(港川道路)における国 道58号との交差点部の道路改良工事である。 港川道路は今年度末の暫定供用を目指してお り早期に契約する必要があるため、対応可能 な業者を選定した。1社は、中部土木事務所管 内の道路の維持管理に迅速に対応しており、 早急な対応が期待できる。残り2社も当該交差 点部と隣接する浦添西原線(港川道路)道路改 良工事(H29-2)及び(H29-5)の請負者で あることから早急な対応が期待できる3者から 見積もりを徴し最も低い額を提示した左記の業 者と契約した。	
22		天願川米軍施 設擁壁工事(H 29)	平成30年 2月14日	8,856,000	(有)協築	沖縄市美原1丁目18番22 号	第167条の2	本工事は、天願川河川改修工事(うるま市天願地内)の施工中に変状が発生した米軍施設間知ブロック積擁壁について、造り替えることを目的とする。 当該変状が発生したことから米軍側からの指示により河川工事を一時中止しており、また、当該擁壁の背後への今後の影響を米軍側が強く懸念し、早急な当該擁壁の造り替えを求められているところである。 本工事は米軍側から早急な実施を求められているところである。本工事は米軍側から早急な実施を求められているとから、地方自治法施行令第167条の2第5号に基づき、随意契約により契約するものとし、契約先としては当該工事箇所の近隣で工事を実施している業者、ブロック積みの実績がある業者である4者から見積もりを徴し、最も低い額を提示した左記の業者と契約した。	

									+12.11
No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
23	中部土木	道路事業総合 的技術支援業 務委託(H29 -1)	平成30年 1月4日	4,860,000	(一財)沖縄県建設技術 センター	那覇市寄宮1-7-13	第1項第2号		特命随意契約
24	中部土木	那覇北中城線 (幸地~翁長) 道路改良工事 (H29-2)	平成30年 1月11日	25,056,000	國和建設(株)	西原町字小那覇1241番 地	第167条の2 第1項第8号	当該工事は先だって2回に渡り指名競争入札を実施したが、不調になっている。そのため施行令第167条の2第1項8号に基づき随意契約を行う。本工事箇所に隣接し施工を行っている業者1社、本路線で施工経験のある2者から見積を徴し最も低い額を提示した業者と契約した。	

							111.44.45.15.1		+12.11
No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
25			平成30年 2月19	1,198,800	(一財)沖縄県建設技術 センター	那覇市寄宮1-7-13	第167条の2 第1項第2号	本業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき実施する総合評価一般競争入札(以下、「総合評価」という)の審査を行う業務である。 内容は、工事発注資料作成(公告文(案)、入札説明書(案)及び、工事入札参加資格者が直接出される資料の分析・整理及びヒアリングを提出される資料の分析・整理及びヒアリングを提出される資料の分析・整理及びヒアリングをした機関において業務を実施する必要があり競争入札に適さない。(一財)沖縄県建設技術センター(以下、「センター」という。)は社会資本整備等への支援して、県市町村の出捐により設立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関である。 センターは、競争参加者の技術情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の期間であり、現す治とのと、現下の第167条の2第1項第2号に基づきセンターと随意契約を締結した。	特命随意
26	中部土木事務所	浦添西原線(港 川道路)道路改 良工事(H29 -7)	平成30年 3月8日	14,115,600	(有)太輪	浦添市安波茶2-1-6	第1項第5号	本工事は、浦添西原線(港川道路)における道路改良工事である。 本路線は平成30年3月末の供用開始を目指しており、当該区間が未施工の場合、供用開始が困難となることから、早急に工事着手を行う必要がある。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規程に基づき、浦添市内に本店があり、早期現場着手が可能な3者から見積もりを徴し、最も低い額を提示した左記の業者と契約を行った。	
27		中城湾港(新港 地区)清掃及び 樹木管理業務 委託(その2)	平成30年 3月23日	3,432,249	公益社団法人うるま市シ ルバー人材センター	うるま市字川崎468		公益社団法人うるま市シルバー人材センターは利益を追求しない公益社団法人であり、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターであることから、シルバーの人材の活躍に企るため、地元うるま市の人材センターを選定した。	長期継続 契約 特命随意 契約

_									単位∶円
No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	 契約の相手方の名称 	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
28	中部土木事務所	中城湾港(新港 地区)工業用地 除草等管理業 務委託	平成30年 3月23日	3,610,710	公益社団法人うるま市シ ルバー人材センター	うるま市字川崎468		公益社団法人うるま市シルバー人材センターは利益を追求しない公益社団法人であり、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターであることから、シルバーの人材の活躍に企るため、地元うるま市の人材センターを選定した。	長期継続 契約 特命随意 契約
29	中部土木 事務所	中城湾港(新港地区)灯浮標設置工事(H29)	平成30年 3月29日	9,590,400	アジア海洋沖縄(株)	那覇市泊3-1-6	第167条の2 第1項第8号	本工事の指名競争入札において、再度入札に付し落札者がなかったため随意契約とした。 最低額を入札した1者と、過去に同種工事の実績がある4者の計5者から見積もりを徴し最も額の低い左記の業者と契約を行った。	
30	中部土木事務所	中城湾港(新港 地区)清掃及び 樹木管理業務 委託(その1)	平成30年 3月28日	4,233,600	公益社団法人沖縄市シ ルバー人材センター	沖縄市美原3-1-1		公益社団法人沖縄市シルバー人材センターは 利益を追求しない公益社団法人であり、高年 齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定 するシルバー人材センターであることから、シ ルバーの人材の活躍に企るため、地元沖縄市 の人材センターを選定した。	長期継続 契約 特命随意 契約
31	中部土木事務所	中城湾港(新港 地区)警備業務 委託	平成30年 3月30日	4,968,000	山陽警備保障沖縄(株)	浦添市牧港1-64-15	第167条の2 第1項第5号	本業務の指名競争入札において、再度入札に付し落札者がなかったため、3回目まで応札した4者での見積合わせでも落札者がなかった。4月1日より業務開始する必要があるため、設計額等を見直し、前回の見積合わせに参加した2者から見積もりを徴し、最も低い額を提示した左記の業者と契約した。	長期継続契約
32	中部土木事務所	中部管内道路 照明台帳登録 業務委託(H2 9)	平成30年 2月19日	2,926,800	(一財)沖縄県建設技術 センター	那覇市寄宮1-7-13	第167条の2 第1項第2号	本業務は、中部土木事務所管内に設置されている道路照明の照明台帳をOCTC公共施設情報管理システムへデータ移行登録(15路線1,695基)を行う業務である。現在、中部土木事務所では照明台帳を個別管理しており、担当が変わるたびに様式が変わったり、他事務所と様式等の整合がとられておらず、統一的な運用管理ができていない。OCTC公共施設情報管理システム台帳であり、同システムを利用することで、本庁や各土木事務所と台帳を共有することができ、効率よく業務を行うことができるものである。(一財)沖縄県建設技術センターは、同システムに関する著作権・使用権を有しており、業務を円滑且つ適正に実施できる唯一の機関であるため契約の相手方とした。	特命随意 契約

								·	中世 口
No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	 契約の相手方の名称 	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
33	南	H29国道507 号(八重瀬道 路)道路台帳調 書作成業務委 託	平成30年 1月17日	5,842,800	一般財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7番13号	第167条の2 第1項第2号	平成20年度対象とした競争入札により、図面作成とり、図面作成とり、図面作成とり、図面作成とり、図面作成とり、図面作成とり、図面作成とり、図面作成といき、ではされているといっているというでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	特命随意

	,					1			単位:円
No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	 契約の相手方の住所 	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
34	南部土木事務所	H29道路事業 技術審査支援 業務委託(その 2)	平成30年 1月17日	1,198,800	一般財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7番13号		技術提案を含む申請書の審査にあっては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が、申技条件の下で評価される必要がある。特に、の持事価点で加算対象となる重要な事項が、その下で部価される必要がある。特に、の方面、各競争参加管理しなければならず、提案内容の漏洩は企業の損害につながる。このため、工事受注を対して適分にならず、投票内容の漏洩は企業の損害につながる。このため、工事受注を対して、場下の支援により県民市町村の出損により明史は抗析センターは社会資本整備等の支援により県民市町村の出損により無限であり、民間事者との利害関係があり、時間である。同センターは競争参加者の情報を適切術では、日本でおり、民間等者との利害関係が無いた。とを目的として、県下町村の出損により無により、民間である。同センターは競争参加者の情報を適切術では、公正・中立な立場で終り、現状では他に大の表し、公正・中立なとから、地方自治法施契約を締結するものである。	特命随意契約
35	南部土木事務所	H29南部東道 路総合的技術 支援業務委託 (その1)	平成30年 1月31日	15,854,400	一般財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7番13号			特命随意契約

						1			単位:円
No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
36	南部土木事務所	H29南部東道 路技術審査支 援業務委託(そ の2)	平成30年 2月15日	1,998,000	一般財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7番13号		技術提案を含む申請書の審査にあっては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公司に基準に則り、合理的かつ公司にな技術審査を実施し、競争参加者が、申技条件の下で評価される必要がある。特に、の事情における優良な技術提案は、総合評価の事対象となる重項であり、工事受注に大きく寄与するものになるが、の方面、各競争参加管理しなければならず、投資のにながる。とのため、工事受注をはなければならず、投資のにから、工事受注をして適切にではながる。とのため、工事受注をしていながる。とのため、工事では、大きを表を実施があり競争人札に適さない。沖縄県建設技場、民間をおり、現場である。にない、東業者との利害関係が無いに、東、大き目的として、県、東、古の支援により、県、市町村の出捐により、無いに、東、大き目的として、県、東、大き目的として、県、東、大き目的として、県、東、大き目的として、県、東、大き目的として、東、東、大き目的として、県、東、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、	特命随意契約
37	南部土木 事務所	街路事業技術 審査等支援業 務委託(H30)	平成30年 2月27日	1,123,200	一般財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7番13号		技術提案を含む申請書の審査にあっては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつない同じ事業に対抗審査を実施し、競争参加者が、申技術評価されて必要がある。特に、申技術評価点で加算対象となる重要な事項であり、工事受注に大きく寄与するものになるが、知事受注に大きく寄与するものになるが、の反面、各競争参加者は作報にないればならず、として適切に管理しなければならず、として適切に管理しなければならず、の方をの漏洩は企業の損害につながる。「のため、工事受注に大きなの損害につながる。」であり、世界である。「のため、工事受注により損害につながる。」では、当時であり、大郎、大郎、大郎、大郎、大郎、大郎、大郎、大郎、大郎、大郎、大郎、大郎、大郎、	特命随意契約

									+ 17 . 1 1
No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
38	南部土木 事務所	那覇大橋工事 調整会議業務 委託(H30)	平成30年 3月30日	2,106,000	(株)オリエンタルコンサ ルタンツ 沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2- 12-21		「「工事調整会議」実施要領」(H21.4.1施行)により、詳細設計(実施設計)を実施したコンサルタントと随意契約により契約を締結することとなっている。	特命随意 契約
39			平成30年 3月30日	10,206,000	一般財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7番13号	第1項第2号		特命随意 契約
40	宮古土木事務所	市場通り線照 明設計業務委 託	平成30年 3月22日	2,268,000	(株)芝岩エンジニアリン グ	沖縄県浦添市伊祖1-9 -13			特命随意 契約

									平位.门
No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
41	宮古土木事務所	長山港佐良浜 港線道路台帳 調書作成業務 委託	平成30年 3月30日	4,320,000	一般財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	(財)沖縄県建設技術センター(以下、センター)では、「公共施設情報管理システム」を所有しており、沖縄県の各土木事務所等は、同システムを利用し、台帳を共有することで各公共施設の連続性・関連正等が確認することが可能となっている。同システムを使用することで公共施設管理者の適正かつ効率的な業務の支援ができるようになるため、同システムに関する著作権・使用権を有するセンターとの随意契約を行う。	特命随意契約
42	下水道事 務所	水質管理情報 化システム運 用保守委託業 務	平成30年 3月27日	1,576,800	(株)国建システム	沖縄県那覇市久茂地一 丁目2番20号	第167条の2 第1項第2号	本システムは構築した業者を除き、操作指導やシステムの変更、また障害発生時における速やかな復旧は不可能である。そのため、本システムを構築した業務委託業者である(株)国建システムを随意契約の相手とした。	特命随意 契約
43	下水道事 務所	自家用電気設備保安管理業務委託(H30)	平成30年 3月28日	32,400,000	一般財団法人 沖縄電気保安協会	沖縄県那覇市西三丁目8 番21号	第167条の2 第1項第2号	本業務の委託に当たっては、緊急事態にも24時間体制で迅速な対応が可能な者と契約する必要があり、保安に係るすべての業務を円滑に実施可能な組織は、県内には本法人以外にはないため、随意契約の相手とした。	特命随意契約
44	下水道事 務所	下水汚泥処理 業務委託(具志 川浄化セン ター)	平成30年 3月22日	69,433,200	育農開発(株)	沖縄県島尻郡八重瀬町 字仲座596		指名競争入札時、再度入札後不落のため地方 自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定 に基づき、随意契約とした。(当該入札参加者 上位2社による見積合わせ)	
45	下水道事 務所	下水汚泥処理 業務委託(西原 浄化センター)	平成30年 3月22日	28,015,200	街クリーン(株)	沖縄県南城市玉城字前 川1188番地		指名競争入札時、再度入札後不落のため地方 自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定 に基づき、随意契約とした。(当該入札参加者 上位2社による見積合わせ)	
46	下地島空 港管理事 務所	下地島空港建 設設備維持管 理業務委託	平成30年 3月20日	3,942,000	下地島空港施設 株式会 社	沖縄県宮古島市伊良部 字佐和田1727		一般競争入札を行ったが予定価格超過のため 不落となった。このため、地方自治法第167条 の2第1項第8号に基づき、応札のあった1者を 見積徴収対象とした随意契約を行った。	特命随意 契約
47	下地島空 港管理事 務所	下地島空港消 防及び施設点 検点検業務委 託	平成30年 3月30日	72,360,000	下地島空港施設 株式会 社	沖縄県宮古島市伊良部 字佐和田1727	第167条の2 第1項第8号		特命随意 契約

									単位:円
No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	 契約の相手方の住所 	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
48	都市モノレール建設事務所	沖縄都市モノ レール延長事 業総合的技術 支援業務委託 (H29-2)	平成30年 2月28日	11,113,200	(一財)沖縄県建設技術 センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目 7番13号			特命随意 契約
	都市モノレール建設事務所	浦添西原線都 市モノレール建 設工事(てだこ 浦西駅H28) 監理業務(H2 9)	平成30年 2月28日	6,771,600	八千代エンジニヤリング (株)沖縄事務所・(株) ワールド設計共同企業体 ①八千代エンジニヤリン グ(株)沖縄事務所 ②(株)ワールド設計	①沖縄県那覇市久茂地3 丁目21番1号 ②沖縄県浦添市安波茶1 丁目32番13-301号	第167条の2	モノレール駅舎の建設工事においては、乗客が安全かつ円滑に乗降できるよう、さらに、列車(モノレール)の走行に支障が生じぬよう、出来形に高い精度が求められる。特に駅舎の構造体(駅舎支柱、上下部工、PC軌道桁等)の特性を十分熟知した上で、現場の出来形を正確に過ぎしながら、ホーム縁端部が列車に接近し過ぎめよう適切に位置決めしなければならないとや、安全柵等の配置についても、列車の建築限界に支障しないよう高い精度で配置する必要がある。 したがって、総合評価落札方式により設計者を特定し、土木構造物及び建築構造物を一体的に設計した本工事の監理業務については、通常の意思伝達業務によっては当該駅舎の特性を正確かつ詳細に伝達することが困難であることから、確実かつ円滑に業務を履行者を選定した。	特命随意 契約
	都市モノ レール建設 事務所	平成29年度沖 縄都市モノレー ル建設資材単 価等特別調査 業務委託(その 2)	平成30年 3月29日	2,571,500	(一財)建設物価調査会 沖縄支部	沖縄県那覇市久茂地3丁 目1番1号		工事費調査業務の実施可能業者は2者あるが、指名競争入札を行ったところ1者から入札を辞退され、競争入札がなりたたなくなってしまったため。	特命随意契約

									+12.11
No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
51	都市モノ レール建設 事務所	浦添西原線都 市モノレー(事設工事物 日2 9 - 3)	平成30年 2月16日	81,324,000	先嶋建設(株)	沖縄県那覇市松山1一3 5一2	第167条の2 第1項第6号	本工事は、ボックスカルバート本体工事を施工途中で一旦執行を中止した工事を再び継続して行う工事である。 本工事の目的物であるボックスカルバートは、都市モノレールのインフラ構造物として極めて高い精度と品質の確保が求められており、構造物を一体とした品質管理を行う必要があることと、目的物に瑕疵があった場合、本工事と中止前工事の責任範囲を明確に区分合った受注者に一連で施工させる必要があるとが困難であるため、中止前に請け負っる。また、地下の間という非常に厳しい現場条件の中、鉄筋が過密に配置された鉄筋コンクリート構造物を施工する工事であり、中止前の工事にて搬入されている足場争っていた受注者が引き続き加工事を請け負っていた受注をが引き続き施工することが事業工程上合理的かつ経済的であり、競争入札に付することが不利と判断し、随意契約の相手方とした。	特命随意 契約
52	都市モノ レール建設 事務所	浦添西原線都 市モノレール 建設工事(地 下構造物 H 2 9 - 2)	平成30年 2月23日	129,600,000	(株)東開発	沖縄県名護市字宇茂佐1 703番地33		本工事は、ボックスカルバート本体工事を施工途中で一旦執行を中止した工事を再び継続して行う工事である。 本工事の目的物であるボックスカルバートは、都市モノレールのインフラ構造物として極めて高い精度と品質の確保が求められており、構造物を一体とした品質管理を行う必本工事と中止前工事の責任範囲を明確に区分ったと、目的物に瑕疵があった場合、本工事と中止前工事の責任範囲を明確に区分った受注者に一連で施工させる必要がある。また、地下区間という非常に厳しい現場条件の中、鉄筋が過密に配置された鉄筋コンクリート構造物を施工する工事であり、中止前の工事にて搬入されている足場等の仮設材等を使用し、中止前に工事を請け負っていた受注者が引き続き施工することが事業工程上合理的かつ経済的であり、競争入札に付することが不利と判断し、随意契約の相手方とした。	特命随意 契約

_									中世 口
No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
53	都市モノレール建設事務所	浦添西原線都 市モノレール 建設工事(地 下構造物 H 2 9 - 4)	平成30年 2月23日	103,680,000	(株)高橋土建	沖縄県那覇市前島3—1 3—11	第167条の2 第1項第6号	本工事は、ボックスカルバート本体工事を施工途中で一旦執行を中止した工事を再び継続して行う工事である。 本工事の目的物であるボックスカルバートは、都市モノレールのインフラ構造物として極めて高い精度と品質の確保が求められており、構造物を一体とした品質管理を行う必要があることと、目的物に瑕疵があった場合、本工事と中止前工事の責任範囲を明確に区分うることが困難であるため、中止前に請け負っるとが困難であるため、中止前に請け負っる。また、地下受討者に一連で施工させる必要があるとが、中生前に工事を間という非常に厳しい現場条件の中、鉄筋が過密に配置された鉄筋コンクリート構造物を施工する工事であり、中止前の工事にて搬入されている足場等の仮設材等にて搬入されている足場等の仮設材を使用し、中止前に工事を請け負っていた受注者が引き続き施工することが事業工程上合理的かつ経済的であり、競争入札に付することが不利と判断し、随意契約の相手方とした。	特命随意 契約
54	都市モノレール建設事務所	浦添西原線都 市モノレール 建設工事 (地 下構造物 H 2 9 - 1)	平成30年 2月23日	102,600,000	南洋土建(株)	沖縄県那覇市与儀1— 5—2		本工事は、ボックスカルバート本体工事を施工途中で一旦執行を中止した工事を再び継続して行う工事である。 本工事の目的物であるボックスカルバートは、都市モノレールのインフラ構造物として極めて高い精度と品質の確保が求められており、構造物を一体とした品質管理を行う必ずあることと、目的物に瑕疵があった場合、本工事と中止前工事の責任範囲を明確に区分っていた受注者に一連で施工させる必と要がある。また、地下区間という非常に厳しい現場条件の中、鉄筋が過密に配置された鉄筋が過密に配置された鉄筋が過密に配置された鉄筋が過であり、中止前に工事を請け負っていた受注者が引き続き施工することが事業工程上合理的かつ経済的であり、競争入札に付することが不利と判断し、随意契約の相手方とした。	特命随意 契約